叙位・叙勲

○叙位

（岩手大学名誉教授）
従四位に叙する
吉田久五郎

木谷　順郎
正五位に叙する

内埜　康夫　大宮眞太郎
北野與志朗　武田　勲
林　照男　間田　浩彬
正六位に叙する（各通）
池野　耕治　植田　昌宏
大谷　信幸　尾崎　和順
森井　宝
従六位に叙する（各通）
浅山　房雄　田村　昭夫
沼倉　浩幸　竜門　雅
正七位に叙する（各通）
（千葉県警部補）
従七位に叙する
山川　久

正八位に叙する（以上六月二十九日）
（東京都立大学名誉教授）
正四位に叙する
楠川　絢一
（姫路工業大学名誉教授）
従四位に叙する
宮脇冨士夫

佐藤　昭夫　政倉玄一郎
圓島　健　宮薗　冨義
正六位に叙する（各通）
青塚　博　池　精通
臼井　弘之　榎本順次郎
進士　五郎　福士　益男
従六位に叙する（各通）
相　道文　大山　正夫
山口　隆夫　山下　一人
和智　正英
正七位に叙する（各通）
谷口　留男　寺嶋　光二
従七位に叙する（各通）（以上六月三十日）
正八位
木村　弘一
（三郷市議会議員）
従五位に叙する（各通）
矢口　雄二

石丸　啓造　奥山　義昭
染谷　春雄　天谷　富男
柞山　嘉人
正六位に叙する（各通）
上杉　磐峯　菅野　芳光
（岐阜県警部）
佐藤　稔　三瓶　金雄
湊　直昭　村上榮太郎
従六位に叙する（各通）
（愛知県警部補）
中出　楠丸　原田　豊藏
正七位に叙する（各通）
川村　一夫　富田　公博
従七位に叙する（各通）（以上七月一日）
下浦　静平
従四位に叙する
河合　徳昌
従五位に叙する
佐治　靖雄
正六位に叙する
永井　幸弥
従六位に叙する（以上七月二日）
小林　元
従四位に叙する（各通）（七月三日）
逸見　臣也
従七位に叙する（七月四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（六月二十九日）
小野征太郎　柳生　力
旭日単光章を授ける（各通）（六月三十日）
（三郷市議会議員）
旭日小綬章を授ける
矢口　雄二
旭日単光章を授ける（以上七月一日）
佐々木喜久司
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（岩手大学名誉教授）
内埜　康夫　大宮眞太郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
武田　勲　滑川　佳男
間田　浩彬
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
落合　善平
旭日双光章を授ける（六月二十九日）
小野　雄三
旭日単光章を授ける（各通）（六月三十日）
中澤　善博
旭日小綬章を授ける
柞山　嘉人
旭日単光章を授ける（以上七月一日）
木谷　順郎　吉田久五郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
尾崎　和順
瑞宝双光章を授ける（各通）
濱崎　章一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
浅山　房雄　池野　耕治
大平　佑　森井　宝

（姫路工業大学名誉教授）
圓島　健　宮脇冨士夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青塚　博　大山　正夫
白岩　高継　横山　悟
瑞宝双光章を授ける（各通）
池　精通　池田　昭治
臼井　弘之　進士　五郎
長家　秀一　山縣　正敏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
味澤　平昭　石丸　啓造
菅野　芳光　木村　弘一
染谷　春雄　天谷　富男
中澤　善博　中出　楠丸
湊　直昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
（岐阜県警部）
白井　俊一　山本荘之輔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）
永井　幸弥
瑞宝双光章を授ける（七月二日）
逸見　臣也
瑞宝単光章を授ける（七月四日）

佐藤　昭夫
一ノ瀬貞則
寺嶋　光二
山口　隆夫
小野　雄三
川村　一夫
坂口　昇
渡邊　勝美
柞山　嘉人

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

高橋　明　岩田　継　山本　貴子
豊島　泰　堀江　良一　中谷　至孝
沖　正一郎　馬場　幸子　馬場　猛
南雲　桐代　紀平　正人　笹原　信勝
宮永　正良　正橋　剛二

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

田邊　耕二　栗原　一郎　花岡　俊秀
萬代　一平　難波田武男　南雲竜比古
田村半十郎　上田　英

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

花尻　忠夫　奥山　二郎　西　幸男
古賀常次郎　福原　義春　宮本美音子
荻　喜子　今井　若菜　南雲　聖子
三宅　正夫　馬渕　隆一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

村田　一司　豊島　和子　前田　幸治

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

後藤　真利

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社広島東洋カープ
株式会社ウエストホールディングス
積村ビル管理株式会社
ダイキン工業株式会社
株式会社ＳＢＩ証券
ＳＢＩインベストメント株式会社
東京エレクトロン株式会社
上田ガス株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故田中公子遺族　田中　宏子
故平松せき子遺族　平松潤一郎

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年七月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故山田眞澄遺族　山田　幸男

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける